

品川区ヤングケアラー支援
ガイドラインおよび関係機関マニュアル

令和7年度 初版

目次

I	はじめに	4
II	ヤングケアラーとは	6
	1. 品川区におけるヤングケアラーの定義	6
	2. お手伝いとケアの違い	7
	3. ケアによってもたらされる影響	7
	4. ヤングケアラーの特徴	8
	(1) 自認しづらい	8
	(2) 自ら相談につながるものが少ない	8
	(3) 自分のことが後回しになる	9
	(4) ヤングケアラーならではの強み	9
	5. ヤングケアラーとネグレクトの関係性について	10
III	品川区の実態（調査結果より）	11
	1. 子ども向け生活の実態調査（令和5年度実施）	11
	2. 関係機関向けアンケート調査（令和4年度実施）	14
	(1) 学校関係者向けアンケート調査	14
	(2) 関係機関職員向けアンケート調査	15
IV	区のヤングケアラー支援方針	17
	1. 複合化・複雑化した課題に対する家庭支援の視点	17
	2. 「見守り・寄り添い型支援」と「伴走・課題解決型支援」の視点	17
	3. 若者ケアラーに繋がる連続性の視点	18
	4. コミュニティネットワークの形成とアウトリーチの視点	19
V	子ども家庭支援センターのヤングケアラー支援体制	20
	1. 子ども家庭支援センター内における役割分担	21
	(1) 緊急性やケア負担が高い児童への支援	21
	(2) (1) 以外の子どもおよび若者への支援	21
	2. 各担当の役割	21
	(1) ヤングケアラーサポート担当	21
	(2) 児童相談担当	22
	(3) ヤングケアラーコーディネーター	22

3. ヤングケアラーのリスクアセスメント.....	23
(1) 緊急性の高さによるヤングケアラーのリスク構成図.....	23
(2) アセスメントの実施.....	23
<アセスメントシート>	24
VI 品川区のヤングケアラー支援サービス	27
1. 相談支援.....	27
(1) ヤングケアラーサポート LINE	27
(2) タブレット相談フォーム.....	27
(3) キャリア相談.....	27
2. ピアサポート.....	27
3. ヤングケアラー本人や家族への直接的支援.....	28
(1) 生活・学習支援.....	28
(2) 配食支援.....	28
(3) 通訳派遣.....	28
(4) 訪問支援.....	28
VII 各関係部署、関係機関の関わり方	29
1. 区におけるヤングケアラー支援の流れについて	29
2. 分野別に見るヤングケアラー支援.....	30
(1) 児童福祉分野.....	30
(2) 学校・教育分野.....	33
(3) 生活福祉分野.....	35
(4) 障害福祉分野.....	38
(5) 高齢福祉分野.....	41
(6) 保健、医療分野.....	44
(7) 地域.....	47
VIII 他機関連携について	50
1. 関係機関の全体像.....	50
2. 連携における本人同意や個人情報保護の取り扱いについて	51
3. 重層的支援体制整備事業.....	52
IX 関係機関連絡先一覧	53
参考資料	55

I はじめに

令和6年6月12日付で改正された子ども・若者育成支援推進法により、ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。くわえて、同法では、国や地方公共団体等にヤングケアラーが支援の対象となることが明記され、支援の対象者には子どもだけでなく若者までもが含まれています。今回、支援の対象者が若者までとされたことによって、支援内容は多様化し、支援者には今まで以上に複雑かつ複合的な相談ニーズへの対応が求められているところです。

ヤングケアラーが生じる主な社会的背景には、核家族化や共働き世帯の増加により、家庭内でケアを担う大人が減少していることが挙げられ、これは、特別な家庭環境に限らず、一般的な家庭においても、家族の事故や傷病により、子どもや若者がケアを担う可能性があることをさします。また、ヤングケアラーの特性として、家族への日常的なケアにより年齢や成長に見合わない重い責任を負うことで、学業や友人関係、心身の健康、進路・就職等に影響が出ることもあるとともに、ケアラー自身も自らの状況が認識できていないケースが多くあります。くわえて、家族内のプライバシーや、周囲の理解が得られにくいことから問題が顕在化されにくく、支援が必要であっても気づかれにくいという課題を抱えることから、過去には、孤立するケアラーが見過ごされたことで、家族への暴行につながり、死亡事例に至ったものもあります。

一方、区内のヤングケアラーの実態は、小学生の約7.5%、中高生の約5.0%が家族のお世話を担っている状況で、これはクラスの約1~2人がそれにあたります。(令和5年度「子どもの生活の実態調査」より)これらを受けて、区では、子ども家庭支援センターに相談窓口を開設するとともに、認知度向上に向けた各種研修会の開催や、ヤングケアラーコーディネーターの配置、SNSによる「ヤングケアラーサポートLINE」を開設しています。また、令和5~6年には、生活・学習支援や配食支援、通訳派遣、訪問支援等のサービスメニューを用意する等、ケアラーとその家族を支える仕組みが整備されつつあります。

しかしながら、ヤングケアラーの支援には、早期発見と適切な支援が何よりも重要です。これには、支援者自身が正しい理解と知識を有する必要があるとともに、日頃より関わりのある子どもや若者が家庭内でどのように過ごしているか関心を持つことが大切です。また、支援内容については、ケアラーの負担

軽減を図りながらも、家庭全体が抱えている課題や問題について解決を目指すことが求められ、そのためには、児童福祉分野だけでなく、教育や生活福祉・障害福祉・高齢福祉・医療・地域等、分野・領域を超えた包括的な連携が不可欠です。

したがって、本ガイドラインでは、ヤングケアラーが抱えている問題や特徴、区のヤングケアラー支援における指針について明示した上で、子ども家庭支援センターにおける支援体制や、アセスメント基準等について触れるとともに、関係部署・関係機関の役割を整理し、ヤングケアラーと関わる際のポイントについてもまとめています。区のヤングケアラー支援は、認知度向上に向けた取り組みや、各種サービスの立ち上げの時期を経て、地域社会全体が一体となって支援の輪を広げ、必要な支援を届けていくアウトリーチのフェーズに入りました。本ガイドラインがヤングケアラー支援に携わる一人一人の共通認識を深めるための一助となり、区における一体的な連携支援の礎となるよう、ご活用が程宜しく申し上げます。

Ⅱ ヤングケアラーとは

1. 品川区におけるヤングケアラーの定義

令和6年6月の、改正子ども・若者育成支援推進法においてヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。ここでいう子ども・若者とは、支援対象を18歳未満の子どもに加え、概ね30歳未満を中心とすることで、進学や就職等、自立に向けた移行期を含む若者期までを切れ目なく支えることを意味し、状況によっては、40歳未満も対象となり得ることをさします。

これを受け区では、ヤングケアラーを「家族の世話や家事等を日常的に行っている子ども、および概ね30歳代までの若者」と定義し、支援しているところです。ヤングケアラーが担う代表的なケア内容は以下の図のとおりで、ケア内容には身体的介護だけではなく、情緒的ケアや通訳等も含まれるのが特徴です。

障がいや病気のある家族のために

ヤングケアラーが 日常的にしていること



精神的なケアをしている
(話し相手になる、愚痴を聞くなど)



身体的なケアをしている
(看病、見守り、トイレの介助など)



社会的なケアをしている
(大人の仲載や制度上の手続きなど)



医療的なケアをしている
(服薬管理や通院管理など)



通訳・手話など
コミュニケーションの
補助をしている



幼いきょうだいの
世話をしている



家計を支えるために
労働をして助けている



買い物・料理・洗濯
などの家事をしている

責任や負担の重さにより

ヤングケアラーが 諦めてしまっていること



自分だけの時間を
持つこと



勉強時間の確保や
受験・進学をすること



部活などの課外活動に
参加すること



友達と放課後に
遊ぶこと



心と体を休めること



大人に理解され
気にかけてもらうこと



未来に夢や希望を
抱くこと描くこと



自由に就職先を
選ぶこと



収入を自分のために
使うこと



自分中心の
人生を歩むこと

年齢が上がるとともに起こりやすいこと

2. お手伝いとケアの違い

はじめに、お手伝いとケアとでは内容や量、質、責任が異なります。お手伝いは、したりしなかったりするもので、しなくとも家庭や日常生活に影響は生じませんが、ケアについては、ケアラー自身に選択肢がなく、やらなければ家庭や生活そのものが成り立ちません。

また、ヤングケアラーはお手伝いの延長線上に存在するため、お手伝いとの線引きが曖昧になり、気づいたらお手伝いがルーティーン化されることで、小さかった役割が固定化され大きくなることがあります。中でも以下の内容は、担う量や時間が少なかったとしても、ケアラーにとっては、大きな責任や負担となります。

- ・家族の「死にたい」という言葉を受け止めること
- ・自分より体の大きい家族の身体介助をすること
- ・保護者の身体の病気についての通訳をすること

3. ケアによってもたらされる影響

ケアをすること自体は決して悪いことではありませんが、多くのケアを担うことは、心身の発達や社会的成長に大きな影響を与えます。

特に、18歳未満のヤングケアラーの場合については、ケアによって子どもの権利が守られない恐れがあります。子どもの権利条約における「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の4原則をはじめ、「教育を受ける権利」、「休み、遊ぶ権利」、「意見を表す権利」、「生きる権利・育つ権利」、「健康・医療への権利」、「社会保障を受ける権利」が侵害される可能性があります。

差別の禁止



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利



すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ウェブサイト「子どもの権利条約」)

また、10歳から16歳までの間に、長期に渡り家族のケアをしているケアラーは精神的な不調を抱えやすく、特に14歳から16歳までの間にヤングケアラーの状態が継続している場合、自分を傷つける行為（自傷行為）や、死にたくなる気持ち（希死念慮）を持つリスクが高まることが研究で明らかになっています。引用：“Investigating the differential impact of short- and long-term informal caregiving on mental health across adolescence: Data from the Tokyo Teen Cohort”（短期および長期のインフォーマルなケア経験が思春期のメンタルヘルスに与える影響：東京ティーンコホート研究）<https://www.igakuken.or.jp/topics/2024/0710.html>

思春期中期（15～17歳）は、思春期から成人期への重要な移行期であり、自分の進学や就職等のライフステージが変わるタイミングに、家族のケアが重なると、精神的健康にも大きな影響を受けやすくなります。

したがって、ケアによって受ける影響は長期的で、人間関係や、進路選択等に影響を受けやすいとともに、精神的・身体的負担を抱えやすい傾向にあります。また、今困っていなくても、将来への心理的・社会的影響によって、成人後の生きづらさや就労等にも大きく影響を及ぼします。

4. ヤングケアラーの特徴

（1）自認しづらい

ヤングケアラーの自認には個人差があります。例えば、生まれた時から身近にケアがある場合と、家族の疾病発症等により突然ケアが始まる場合では、環境の変化がある後者の方が自覚しやすい傾向にあります。また、子どもや若者の年齢やライフステージの変化によっても認識が異なることがあります。

◎ヤングケアラーへの支援では、無理に自認を促すのは逆効果になることもあります。自認がなくても、ヤングケアラー支援をすることはできることから、まずはケアラーの生活状況や感情に寄り添い、サポートできる存在がいると伝えていくことが大切です。丁寧に関わることで、ケアラーが自分の状況を自然に理解し始める手助けにも繋がります。

（2）自ら相談につながるが少ない

ヤングケアラーは自分の置かれた状況や環境について、「当たり前」と感じていることが多く、困りごとや悩みとして認識することができないことから、SOSを出せない・出さないことが多くあります。

また、周囲に相談することで、「大切な家族のことを悪く言われるのではないか」「友人に馬鹿にされるのではないかと感じてしまい、相談がより困難になることがあります。

◎「大人を頼ってもいい」「弱いところを見せてもいい」とケアラー自身に知ってもらうこと、そのような姿勢を周りの大人が見せていくことが大切です。ヤングケアラーの存在に気付くためには、「ヤングケアラーなのかもしれない」ということを常に意識しながら日々子どもや若者と向きあいましょう。

(3) 自分のことが後回しになる

ヤングケアラーは目の前のケアを優先せざるを得ない状況に置かれていることが多く、生活や心身の健康、学業等、ケアラー自身のことが後回しになる傾向があります。

その結果、ケアラーの食事や睡眠等の基本的な生活が十分に保たれず、セルフネグレクト（自己のケアを放棄した状態）に陥ることがあります。

◎ケアラーが自分のことにも目を向け、大切にできるように関わりましょう。ケアしていることを否定するのではなく、どうしたらケアラー自身のことを大切にできるか一緒に考えることが大切です。

(4) ヤングケアラーならではの強み

日常的にケアを担うことで、責任感や自立心、思いやりや共感する気持ちが育まれることがあります。努力家であったり、時間の使い方や複数のことを同時にこなしたりする力が身につくこともあります。周りから見ると落ち着いており、大人びて見えることもあります。

◎獲得したり育まれたりするものもありますが、その一方で、それが過剰な責任感や自己犠牲に繋がる場合もあります。メリットと考えるのではなく、強みが活かされるような働きかけをすることが必要です。

5. ヤングケアラーとネグレクトの関係性について

ヤングケアラーの中には、ネグレクトの影響を受けている場合や、ネグレクトが原因でヤングケアラーになっている場合があります。例えば、親が病気や障害で家事や育児を十分にできない場合、子どもがその分を担うことになり、ヤングケアラーになることがあります。また、親がネグレクトによって食事を与えない場合、子どもが自分のために食事を作ったり、きょうだいのために食事を作ったりする必要が生じ、ヤングケアラーになることもあります

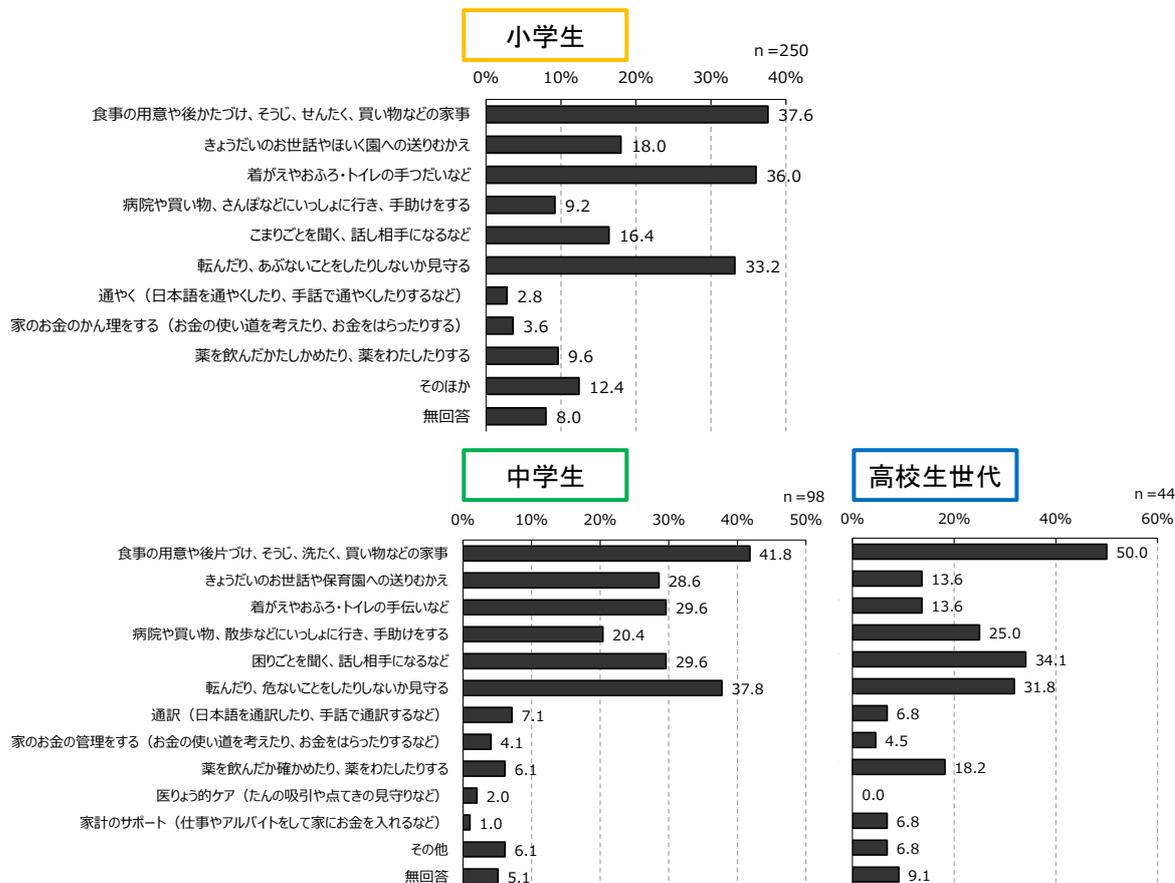
Ⅲ 品川区の実態（調査結果より）

1. 子ども向け生活の実態調査（令和5年度実施）

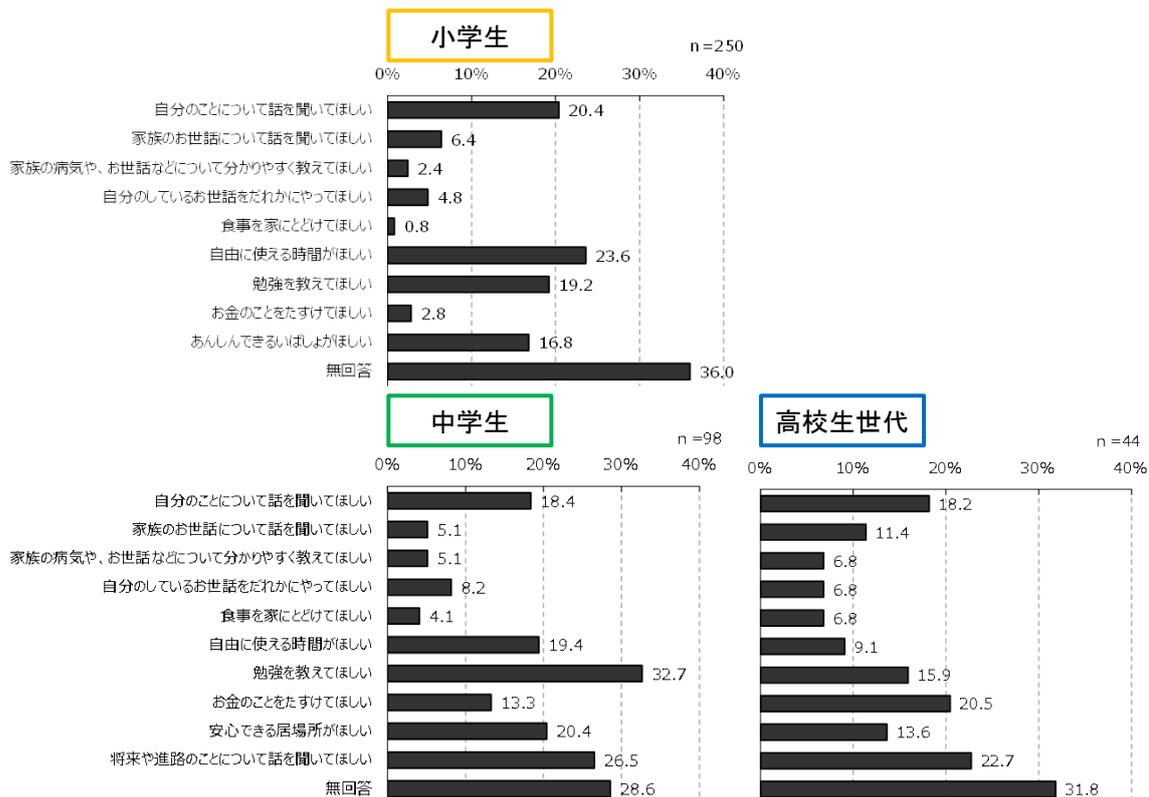
区内在住の小学4年生～6年生、中学1年生～3年生（7年生～9年生）、高校生世代（～18歳）を対象に、学校や家庭での生活や、家族のお世話の状況等の実態を把握するとともに、課題の解決に必要な支援策を検討するためアンケート調査を実施しました。

調査内容	主な調査結果
「ヤングケアラー」という言葉の認知度	「前から知っていた」と回答した割合は、小学生が31.7%、中学生が50.9%、高校生世代が70.0%。
お世話をしている家族の有無	自分がお世話をしている家族が「いる」と回答した割合は、小学生で7.5%、中学生・高校生世代で5.0%。その対象は、すべての年代で「きょうだい」が最も多く、次いで「母」がいずれの年代でも約3割だった。
ヤングケアラーへの該当の認識	お世話をしている家族がいる人のうち、自分がヤングケアラーにあてはまるところがあるかの問いに対し、「はい」と回答した割合は小学生が31.2%（「わからない」含め73.6%）、中学生が21.4%（同60.2%）、高校生世代が31.9%（同63.7%）。
お世話の内容	すべての年代で「家事」と回答した割合が最も高かった。「家のお金を管理する」「薬を飲んだり確かめたり、薬を渡したりするなど」「家計のサポート」は高校生年代で割合が高く、年代が上がるにつれてケアの内容が変化している。また、「通訳」の割合は高くはないが、いずれの年代でも一定数の回答があった。
お世話の時間とつらさ	「毎日」と回答した割合はすべての年代でも最も高く、小学生が43.6%、中学生が52.1%、高校生世代が36.4%。また、いずれの年代でも約15～25%が、平日に3時間以上家族のお世話をしていると回答。家族のお世話をする時間が長い子どもほど、お世話をしていてつらいと感じる頻度が「いつもある」「ときどきある」と回答する割合が高かった。
家族のことやお世話の悩みを誰かに話した経験	すべての年代で6割以上が「ない」と回答。話したことがある中でも、相談相手は「家族」と「友人」が多く、専門職などの知識のある第三者の大人へ十分に相談できていないことがわかった。
学校や周りの大人にしてほしいこと	小学生では23.6%が「自由に使える時間がほしい」、中学生では32.7%が「勉強を教えてほしい」、高校生世代では22.7%が「将来のことについて話を聞いてほしい」と回答し、それぞれ最も高い割合だった。

■ どのようなお世話をしていますか。(複数回答可)



■ 学校や周りの大人にしてほしいことはありますか。(複数回答可)



■ あなたが家族のお世話をしている場合に、あったらいいなと思うことを教えてください。(自由記述 抜粋)

家事の支援

- ・家事を楽にする方法を教えてほしい。話を聞いてほしい(中学生)
- ・家事全般を誰かにやってもらい、自分が落ち着けて安心できる時間と空間がほしい(高校生)

通訳

- ・国が違くと細かいことで違いが出るためどう対応すれば良いか教えてほしい(高校生)

食事・配食

- ・食事を作ってほしい。それだけで十分(中学生)

介護・介助

- ・教えながらお世話をしてほしい(小学生)
- ・信頼できる人と話しながら世話をしたい(中学生)
- ・少し本人の話し相手になってほしい(高校生)

相談・話を聞く

- ・LINEなどで話を聞いてほしい(でも誰にも言わないでほしい)(小学生)
- ・同じ悩みをもつ人と話してみたい(小学生)
- ・自分の話を最後まで話を聞いてほしい(中学生)
- ・気楽に何でも相談できる場所や人がほしい(高校生)

勉強・進路

- ・集中して勉強できる環境がほしい(小学生)
- ・進路についていつでも相談できる場がほしい(中学生)

その他

- ・自分の時間、自由時間がもう少しほしい(小学生)
- ・指示してくれる人がいたらいい(小学生)
- ・困っているところを、見て見ぬ振りや白い目で見ないでほしい(小学生)
- ・ありがとうやお礼の言葉を言ってもらいたい(小学生)
- ・家族のことについて詳しく教えてほしい(中学生)
- ・ひとり暮らしを数日でもしてみたい(高校生)

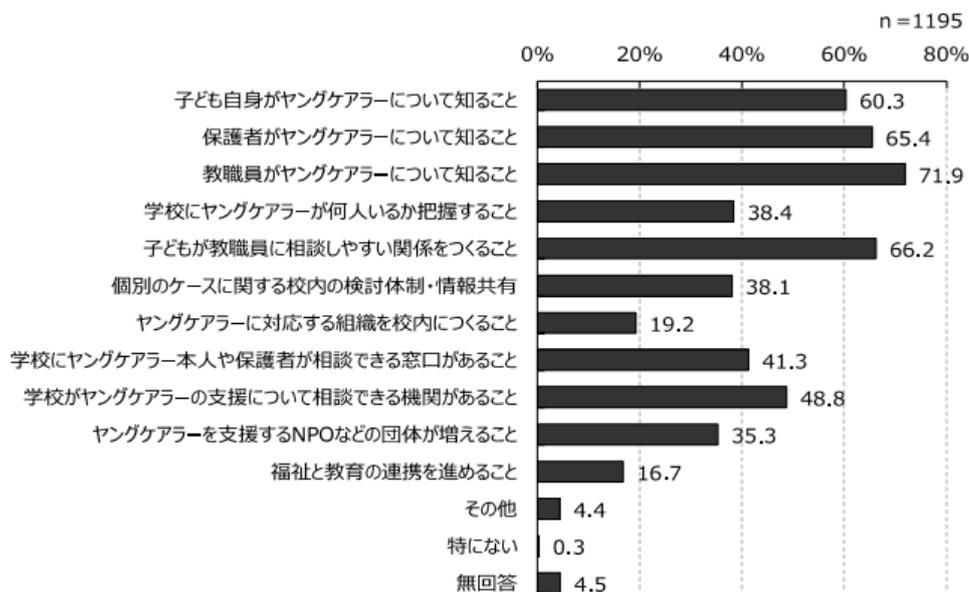
2. 関係機関向けアンケート調査（令和4年度実施）

学校関係者や普及啓発の研修に参加した関係機関職員に対して、ヤングケアラーに対する意識と実態について把握するとともに、その後のヤングケアラーへの支援体制整備の参考とするためアンケート調査を実施しました。

（1）学校関係者向けアンケート調査

調査内容	主な調査結果
「ヤングケアラー」という言葉の認知度	教諭・講師の10.2%が「聞いたことがない」、14.8%が「聞いたことはあるが、具体的な内容は知らない」と回答し、「言葉は知っているが、特別な対応はしていない」と回答した教諭・講師や養護教諭は約5割。
担任クラスのヤングケアラー児童	現在担任をしているクラスにヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した割合は6.2%。
子どもに出ている影響	「宿題や忘れ物が多い」「精神的な不安定さがある」「学校を休みがち」「遅刻や早退が多い」という回答が多くあった。
ケアを必要としている家族	世帯構成別にみると、ひとり親世帯（母子）では「母親」をケアする割合が約6割、ふたり親世帯では「きょうだい」の割合が約7割。
子どもがしているケアの内容	学年別にみると、きょうだいの面倒を見ている子どもは各学年とも約5割、家事を行っている子どもは学年が上がるにつれて割合が高くなる傾向が見られた。
ヤングケアラー支援に必要だと思うこと	「教職員がヤングケアラーについて知ること」の回答が71.9%、次いで「子どもが教職員に相談しやすい関係をつくること」が66.2%と多かった。

■ ヤングケアラー支援に必要だと思うこと（複数回答可）



■ ヤングケアラー支援について教職員にできること（自由記述 抜粋）

本人・保護者へのサポート

- ・声をかける。話を聞いてあげる。いつでも相談にのることを伝える。
- ・子どもの状況を把握する。話ができる環境を作る。
- ・休み時間や放課後に補習を行う。宿題や各教科の課題のサポートを行う。
- ・子ども自身が、自分自身の状況について情報を知る機会を提供する。
- ・保護者と共有し、保護者にも意識を持ってもらう。
- ・子どもらしく生活できる環境を整える。
- ・通訳ソフトの無料貸出や通訳同席での面談システムの充実。

関係機関との連携

- ・本人や保護者が安心して相談できる場の提供。
- ・家庭を支える対策をとる。
- ・他機関と連携を取りながら、サポートしていく。

校内でできること

- ・ヤングケアラーについての知識を得ること。
- ・校内での情報共有。共通理解。
- ・学校内で、話しやすい環境づくり。

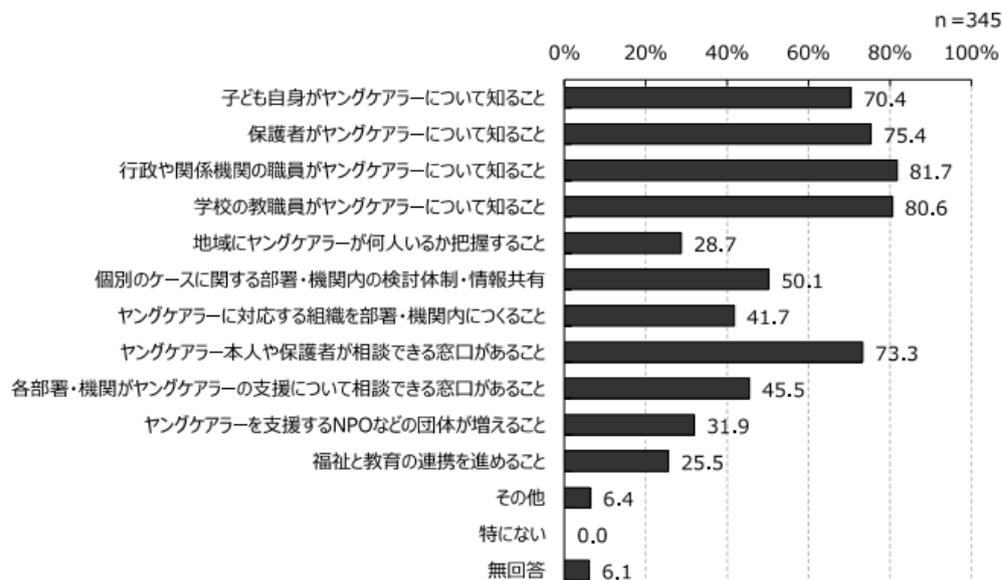
学校での対応の限界

- ・多忙で学校での対応は困難。
- ・教員のサポートだけでなく、福祉でサポートできる体制を作るべき。

(2) 関係機関職員向けアンケート調査

調査内容	主な調査結果
「ヤングケアラー」という言葉の認知度	「知っている」と回答した人は全体の7割以上となり、言葉の認知度は高いものの、「意識して対応している」と答えた人は全体の約2割。
今まで関わったヤングケアラー	今まで関わった家庭の中にヤングケアラーと思われる子どもがいたかについて、「いる」と回答した割合が46.0%、「いない」が41.2%、「わからない」が12.2%。
他機関との連携	ヤングケアラーと思われる子どもについて連携した機関は、「特になし（連携しなかった）」が最も多く39.0%。
連携しなかった理由	「どの機関と連携すればよいかわからなかったため」が22.6%、「具体的な連携方法がわからなかったため」が12.9%。
ヤングケアラー支援に必要だと思うこと	ヤングケアラーを支援するためには、認知度を上げることが必要と考える人が多かった。

■ ヤングケアラー支援に必要なだと思うこと（複数回答可）



■ 連携して支援を行う上での課題（自由記述 抜粋）

ヤングケアラーの普及啓発

- ・ヤングケアラーの定義をもっと多くの人を知ることができるように。
- ・保護者や子ども自身が自覚できるようなPRが必要。

支援体制

- ・学校や公的機関に相談できる人が常駐していることが理想。
- ・どこの部署につなげばいいかわからない。
- ・終わりのないケアに対して、相談窓口がわからない。
- ・予備軍の子どもに行動を起こしにくい。

介入の難しさ

- ・お手伝いとの違いが難しく、どの程度の段階で連携が必要かわからない。
- ・子どもが家族のためと思い、重荷に感じていない。
- ・障害や介護等は、ケアされる方にスポットがあてられがちになってしまう。
- ・家族の問題と言われ、介入を拒まれる。
- ・精神疾患等のデリケートな問題を含んでいる。
- ・代替のサービスを紹介しても、有料だと断られてしまう。

IV 区のヤングケアラー支援方針

ヤングケアラーが置かれている状況は、家族関係や周囲の環境によってケースバイケースであるとともに、支援内容は多様化し、抱える課題や問題も複合的で複雑化しています。

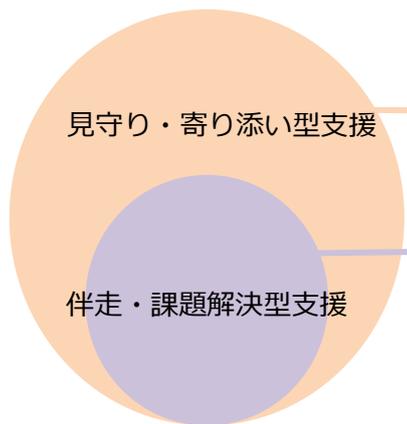
家庭の状況を把握し、適切なサービスを入れてケアラーの負担を軽減することは大事ですが、担っているケア自体をなくすことは、ケアラーの自己肯定感を損なうことや、家族関係を悪化させる可能性があることから、必ずしも正解とは言えません。したがって、区では、関係機関をはじめ地域と一体となって以下の4つの視点からヤングケアラー支援に取り組みます。

1. 複合化・複雑化した課題に対する家庭支援の視点

ヤングケアラーは、日常的に家族のケアを担っていることから、自分自身がケアラーである認識に乏しく、家族もケアされることが当たり前になっている状況が往々にしてあります。こうした場合、ケアラー抜きでは家庭が回らない状況に陥ることで、ケアラー自身の負担は益々大きくなり、ケアから抜け出すことも困難となります。また、ヤングケアラーが置かれている家庭には、ひとり親家庭や、経済的困窮、高齢・障害者の介護等、様々な課題が複合的に絡み合うことが多いことから、家庭全体の状況や、家族の心情、家族が抱える課題等、家庭全体を把握することが求められます。例えば、家族に病気や障害を抱えている人がいる場合には、高齢・障害分野の様々な関係部署・関係機関が連携し、課題を包括的に把握し、支援につなげていく等、分野の垣根を超えた包括的支援を実施していきます。

2. 「見守り・寄り添い型支援」と「伴走・課題解決型支援」の視点

区では、家庭への関わり方や、支援者が目指す支援の方向性について整理するため、ヤングケアラーに対する支援内容を大きく2つに分類します。1つ目の「見守り・寄り添い型支援」とは、ケアラーが抱える困難や悩みに寄り添い、精神的な負担を軽減するための支援のことをいい、傾聴や、情報提供、関係機関への同行、居場所の提供等がそれにあたり、主に、学校や、児童センター、民生・児童委員等がその役割を担うことを期待します。2つ目の「伴走・課題解決型支援」とは、課題や困難に対し、継続的に寄り添い、共に解決策を探しながら必要なサービスにつなげていく支援のことをいい、専門家がいる窓口の開設や、経済的・実践的な直接的支援等がそれにあたり、子ども家庭支援センターや、高齢者福祉課、障害者支援課、生活福祉課等が役割を担うことを想定しています。



支援機関の例	支援内容の例
学校、児童センター、すまいるスクール、保育園、幼稚園、子ども食堂、学習支援教室、民生児童委員、民生委員、地域の方 等	日常の見守りと声掛け 話しやすい環境づくり 気づき、安心感、信頼関係の構築

支援機関の例	支援内容の例
子ども家庭支援センター 高齢者福祉課、障害者支援課 生活福祉課、児童相談所 保健センター、医療機関 ケアマネジャー、相談支援専門員、ヘルパーや訪問看護等のサービス 等	制度やサービスへの繋ぎ 状況や課題の整理 サービスの導入 支援のゴールや目標の設定

3. 若者ケアラーに繋がる連続性の視点

法改正によって、ヤングケアラーの支援対象が概ね30歳代までとされたことにより、18歳未満という年齢の区切りがなくなり、子どもから若者までの切れ目ない支援が求められています。一般的に、18歳を境にケアの責任や負担が大きく変わることはなく、そのまま若者ケアラーへと移行することが多いことから、子ども時代のケア経験がその後の生き方にも影響を与えることがあるとともに、若者ケアラーが抱えている課題は、子どものケアラーが将来直面する問題でもあります。したがって、ヤングケアラーにおける子ども期から若者期までの支援には連続性の視点で、個々の状況やニーズに合わせた包括的な支援を行う必要があるとともに、特に若者期特有の就業支援については、就労支援機関とも連携することで、孤立化し、社会との繋がりが希薄化する若者ケアラーのキャリア形成について、サポートをしていきます。

4. コミュニティネットワークの形成とアウトリーチの視点

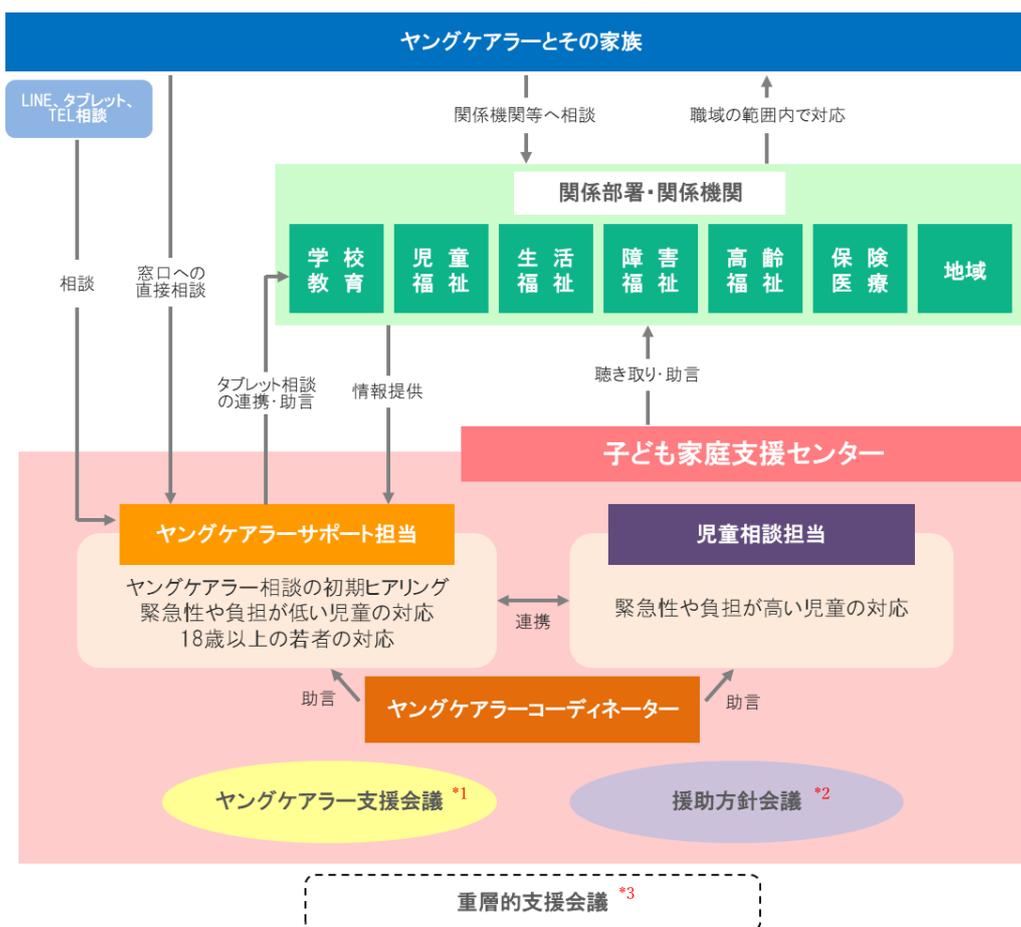
ヤングケアラーが抱える課題は、家庭環境や年齢、抱えるケアの内容によって様々であることから、区や関係機関が有する資源だけでは不十分で、地域全体で支えていく仕組みが必要です。そのためには、ヤングケアラーを見守りながらも支えることができる地域資源の発掘が不可欠で、区や学校、関係機関が区民やNPOをはじめとする地域の支援者と協力することで、支援体制の充実化を図るとともに、ヤングケアラーとその家族が安心して生活することができるコミュニティネットワークの構築を目指します。

また、アウトリーチの観点では区民を対象として実施する実態調査を通じて、潜在化するヤングケアラーの掘り起こしを行うとともに、学校や関係機関(高齢・障害・医療・生活困窮)による日頃の見守りや情報連携を通じて、ヤングケアラーとその家庭に積極的に関わっていきます。くわえて、地域における居場所を通じた働きかけや、個別の訪問等のアウトリーチについても検討していきます。

V 子ども家庭支援センターのヤングケアラー支援体制

子ども家庭支援センターでは、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談について対応しています。特に児童相談担当では、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会に基づき、児童虐待の早期発見と、要支援家庭を支えるため相談対応等を行っています。また、ヤングケアラー支援については、令和4年度に子ども家庭支援センター内に相談窓口を開設したことで、庁内の支援体制・連携体制の整備に取り組み、令和5年度にはヤングケアラーコーディネーターを配置、令和7年度にはヤングケアラーサポート担当が新設されました。

子ども家庭支援センターでは、日常的にケアを継続することによって生じる負担や不安、将来への影響等を踏まえて、緊急性やケア負担の度合いに応じて、ヤングケアラーサポート担当、ヤングケアラーコーディネーター、児童相談担当、がそれぞれ役割を担い一体となって支援を行っています。



*1ヤングケアラー支援会議

ヤングケアラーケースに関する支援方針の決定や、ヤングケアラー支援サービスの導入決定およびモニタリング等を実施する会議。

*2援助方針会議

児童相談担当が対応する要保護児童対策協議会ケースの支援方針の決定やヤングケアラー支援サービス以外のサービスの導入決定およびモニタリング等を実施する会議。

*3重層的支援会議

関係機関間の連携を目的に情報の共有化や支援の役割分担等を実施する会議。主に、要保護児童協議会名簿に掲載されない18歳未満のケースや若者ケースの際に活用。

1. 子ども家庭支援センター内における役割分担

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーの年齢と緊急性やケア負担の度合いに応じて、ヤングケアラーサポート担当と児童相談担当が役割分担して対応にあたっています。

(1) 緊急性やケア負担が高い児童への支援

児童相談担当が主となり対応します。関係機関・関係部署との連携においては、児童福祉法に根拠を有する要保護児童対策地域協議会を活用して、情報集約や関係機関同士の橋渡しを行う等の支援を行います。

(2) (1) 以外の子どもおよび若者への支援

ヤングケアラーサポート担当が主となって対応します。区では、社会福祉法に根拠を有する重層的支援会議を活用することによって、要保護児童対策協議会名簿に掲載されないケアラーや若者についても関係機関・関係部署と情報共有および連携を図る他、他機関がもつ会議体も活用することによって情報共有および連携を図る等の支援を行います。

2. 各担当の役割

(1) ヤングケアラーサポート担当

全庁的なヤングケアラー相談の窓口として、関係部署および関係機関からの情報提供を一義的に受け付けます。

①ヤングケアラー相談

情報提供があったケースについて、情報提供元への詳細な聴き取り等を行い情報を整理し、緊急性や負担の度合いについて【ヤングケアラーアセスメントシート（P23参照）】を用いてヤングケアラーの要素があるか否かの判断をします。続いて、ヤングケアラーの可能性があると判断された場合は、ヤングケアラー支援会議で対応方針を決定します。

会議の結果、支援の緊急性が高いと判断された要保護・要支援児童については、要保護児童対策地域協議会ケースとして受理をし、児童相談担当にて対応の引き継ぎを行います。なお、それ以外の子どもおよび概ね30代までの若者ケアラー・元ヤングケアラーへの相談対応については、引き続きヤングケアラーサポート担当が行います。

②各種ヤングケアラー支援サービスにおける受入調整および進捗管理

生活・学習支援、配食支援、通訳派遣、訪問支援といったヤングケアラーや家族への直接的支援サービスについて、導入の際には、事業者とケースワ

一カーとの間に入り受入調整を行うとともに、受入後は随時進捗管理を行います。(P27参照)

(2) 児童相談担当

要保護児童対策地域協議会名簿に掲載されるケースを中心に、ヤングケアラーの早期発見や相談対応を行います。

①児童家庭相談

主に、支援の緊急性が高い要保護・要支援児童の中に存在しているヤングケアラーに対し、虐待や貧困等の観点に加え、ヤングケアラー支援の観点をもって相談対応を行います。くわえて、サービスを導入している継続ケースについては、サポートプランを策定し、活用が期待されるサービスと、今後目指すべき姿について、ケアラーとその家族と共有することによって、中長期的な支援の方針を明確にします。

②ヤングケアラーの早期発見

要保護・要支援児童として対応を開始したケースや関係機関との連携の中で、ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、ヤングケアラーサポート担当と情報共有をし、ケアの内容と負担度合い、家庭全体の状況等について確認し、アセスメントを行います。アセスメント結果をもとに、支援方針を立て、支援していきます。

(3) ヤングケアラーコーディネーター

区では、ヤングケアラーのコーディネーターを配置し、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援や啓発活動、関係機関への研修等を行います。

①ヤングケアラー支援に関する相談への助言

関係機関・部署からのヤングケアラーに関する相談について助言を行うとともに、場合によっては訪問にも同行します。

②ヤングケアラー支援に関する区内外の支援ネットワーク形成

区内にとどまらず、区内外の関係機関や民間団体とヤングケアラー支援のネットワークを構築し、連携を図ります。

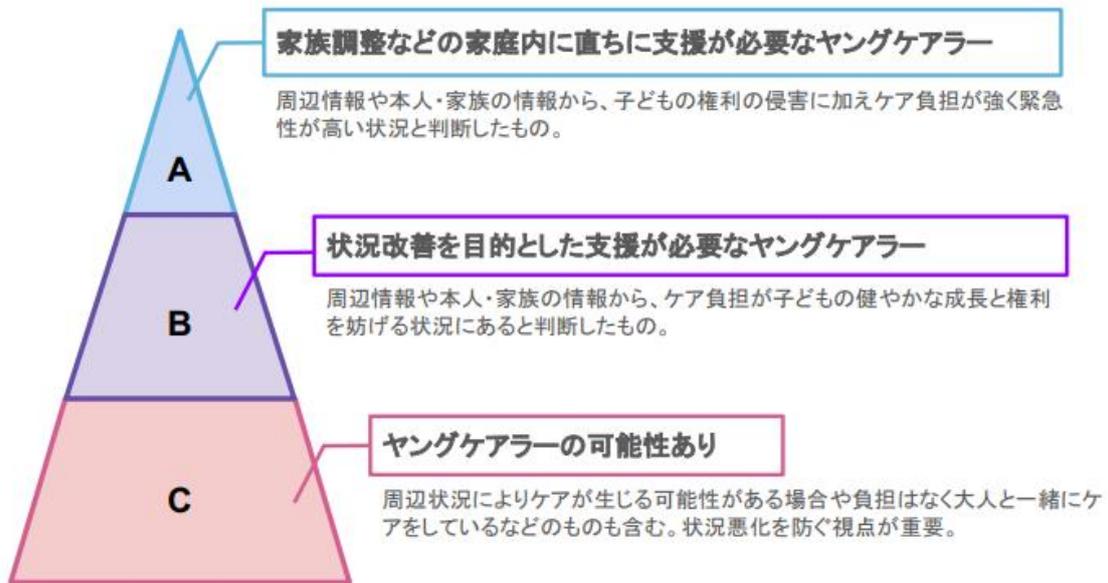
③ヤングケアラーに関する意識啓発

区職員や関係機関職員等の支援者に向けたヤングケアラー支援研修を行う他、区民や企業、児童・生徒への講演等の普及啓発を行います。

3. ヤングケアラーのリスクアセスメント

(1) 緊急性の高さによるヤングケアラーのリスク構成図

ヤングケアラーおよびその家族の中には、家庭内に直ちに支援が必要なケースから、状況悪化を防ぐ見守りがメインとなるケースまで様々あります。ケアに限らず、家庭が抱えている複合的な課題についてアセスメントを行うことで支援の緊急性を判断し、直接支援か間接支援にとどめるか、対応方針を決めていきます。



(2) アセスメントの実施

アセスメントは、ケアラーを中心に考えて展開します。ケアラーの思いを聞くことが前提ですが、ケアに関してケアラーが語れることは多くないため、ケアラーの主観と支援者の客観的視点の両方を用いてアセスメントを実施することが重要です。

アセスメントシート1

- ・サポートが必要な家族の有無とその状況
- ・ヤングケアラーが行っている家族等へのサポートの内容

アセスメントシート2

- ・子どもの健全発達と子どもの権利が侵害されていないか

アセスメントシート3

- ・ヤングケアラーのケア役割における緊急性や負担が強い状況の有無

※18歳以上の若者は子どもとは状況が異なりますが、ケアラーや家庭の状況を考慮しながら、子どもと同じ項目でリスクアセスメントを実施します。

<アセスメントシート>

1 ケアの可能性があるかどうかの要素を確認する

サポートが必要な家族の有無とその状況	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <small>3つ以上歳の離れた小学生以下のきょうだいがいる</small>
	<input type="checkbox"/> 保護者の生活の能力・養育能力が低い
	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
	<input type="checkbox"/> ひとり親・親が多忙
	<input type="checkbox"/> 介護が必要な家族と同居している
	<input type="checkbox"/> 家族に疾病や障害がある
	<input type="checkbox"/> 家族に精神疾患(疑いを含む)がある
	<input type="checkbox"/> 保護者の日本語が不自由
子どもが行っている家族等へのサポートの内容	<input type="checkbox"/> きょうだいの世話をしている <small>幼いきょうだいのお世話・障害のある兄弟のお世話</small>
	<input type="checkbox"/> 家事をしている <small>買い物 料理 洗濯 掃除</small>
	<input type="checkbox"/> 身体的な介護をしている <small>歩行を支える 車椅子の移乗や体位変換 トイレ介助 入浴介助 外出時の同行</small>
	<input type="checkbox"/> 情緒的なケアをしている <small>話し相手になる 愚痴を聞く 心理面を配慮して言葉を選びながら話をする 依存症のある家族の後片付け 大人同士の仲裁など</small>
	<input type="checkbox"/> 家計を支えるための労働 <small>家計を支えるために仕事やアルバイトをしている</small>
	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続きをしている <small>制度上の書類申請やサイン</small>
	<input type="checkbox"/> 医療的なケアをしている <small>服薬管理 病院に付き添う たんの吸引などの処置</small>
	<input type="checkbox"/> ことばの補助をしている <small>通訳 手話 書類の記入</small>
<input type="checkbox"/> 心配がある家族の見守りや声かけを続けている	

※多くの子どもは、家族の話をするすぐには話さないことが多いため、最初の時点では可能性がある場合も含めアセスメントを進める

2 子どもの健やかな発達と子どもの権利が侵害されていないか確認する

差別の禁止	<input type="checkbox"/> 家族の障がいや国籍の違いについて子どもが責任をもっている (自分がしっかりしないといけないと感じている) <input type="checkbox"/> 子ども自身の気持ちを聞いてくれる人がいない
子どもの最善の利益	<input type="checkbox"/> 子どもにケアや介護の説明をしてくれる人がいない <input type="checkbox"/> ケアや介護に関する意見や思いを話す場がない <input type="checkbox"/> 子ども自身の希望を踏まえて話を聞いたり一緒に考えてくれる大人がいない
生命生存発達に関する権利	<input type="checkbox"/> 栄養のある食事が十分に用意されていない <input type="checkbox"/> 十分な睡眠時間を確保できていない
教育を受ける権利	<input type="checkbox"/> 勉強をする時間を自由につくることができない <input type="checkbox"/> 家族の都合などで、学校(仕事)に行くことができない日がある <input type="checkbox"/> 進学や将来について不安を感じている
休み、遊ぶ権利	<input type="checkbox"/> 自分で自由に休む時間をつくれな <input type="checkbox"/> 休みの日の遊ぶ時間や場所を、家族の都合で選択しないとけない
子どもの意見の尊重	<input type="checkbox"/> 意見を考えまとめる相談相手や代弁者がいない
子どものために過ごせる権利	<input type="checkbox"/> 家族の生活のために仕事やアルバイトをしている <input type="checkbox"/> 心身の不調・ストレスが続いている

★上記に当てはまる項目がある場合には、子どもの権利が守られていない状況がある。
 この状況が継続すると、将来的には子ども・若者自身の心理的苦痛や孤独感の増加、進路や就職の選択肢の減少が生じるリスクが高い。

3 ヤングケアラーのケア役割における緊急性や負担が強い状況の有無を確認する

<p>子ども自身の緊急性が高い状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 心身の不調・ストレス反応が生じている</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもだけでケアを担っている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な睡眠時間(7~8時間以上)が確保できていない</p>
<p>子どもが担うには重たいケア</p>	<p><input type="checkbox"/> 自分より体の大きな人の移乗や入浴、排泄のケアをしている</p> <p><input type="checkbox"/> 死にたいと話す家族の話を聞く</p> <p><input type="checkbox"/> 家族の生死に関わる病気(難病含む)の通訳をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 医療行為(吸引・薬剤の投与)</p>

VI 品川区のヤングケアラー支援サービス

1. 相談支援

子ども家庭支援センターでの相談受付の他にも、以下の相談窓口を設けています。

(1) ヤングケアラーサポート LINE

気軽に相談できる場として、LINE 相談窓口を開設しています。ヤングケアラーやその保護者からの相談が可能です。元ヤングケアラーの相談スタッフとのチャットのほか、ケアの体験談やイベントのお知らせ等の情報を配信します。

相談対応日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 11 時～午後 8 時
（相談者からのメッセージ送信は 24 時間できます。）



LINE ID: @yc-shinagawa

(2) タブレット相談フォーム

区立学校の小中学生に貸与したタブレット端末に設置されている相談フォームから、子ども家庭センターへ相談することができます。相談された内容は学校と共有し、必要に応じて面談等を行います。



(3) キャリア相談

高校生や若者ケアラーの進学や就職、将来の相談について、キャリアコンサルタント等の有資格者が、LINE での相談や Zoom 等で面談を行います。

2. ピアサポート

ピアサポートとは、同じ境遇や経験をもつ人同士の支え合いを表す言葉です。ヤングケアラーや元ヤングケアラー同士が繋がり、悩みを共有し分かち合える場として、相談サロン「しながわケアラーズ喫茶」を年に4回、開催しています。



3. ヤングケアラーや家族への直接的支援

ヤングケアラーやその家族の負担を軽減するために、子ども家庭支援センターによる家庭のアセスメントに基づき、以下の支援を行います。

(1) 生活・学習支援

週1回支援員が訪問、またはオンラインおよびオンデマンドで学習支援を行い、ヤングケアラーの学習の機会を提供します。学習環境の整備や忘れ物をしないような、生活する力を身に付けるための生活支援も行います。また、年に3回、体験格差解消を目的とした体験学習イベントも開催します。

(2) 配食支援

食事の用意をしているヤングケアラーの負担軽減のため、週2日昼か夜の一食、家族全員分の弁当を配達します。利用期間は3か月間が基本です。

(3) 通訳派遣

日本語がルーツではない家庭で通訳を担っているヤングケアラーの負担軽減のため、通訳者を派遣します。通訳に限らず、書類の翻訳や行政手続き等の支援、言語の壁により孤独を感じやすい保護者への相談支援も行えます。

(4) 訪問支援

1回2～3時間支援員が家庭を訪問し、ヤングケアラーが担う食事作りや掃除、買い物等の家事、きょうだい等の世話や見守り、送迎等を支援します

VII 各関係部署、関係機関の関わり方

1. 区におけるヤングケアラー支援の流れについて

ヤングケアラー支援の流れは、大きく4つのフェーズに分けることができます。

はじめに、ヤングケアラーとその家庭に「気づき」、次いで、適切な関係機関に「つなぐ」ことは、子どもや若者、家庭に関わる機会のある全ての皆さまに担っていただく必要があります。特に、「つなぐ」については、関係機関・関係部署への単なる情報提供で終わるのではなく、その後の「支援する」「見守る」のフェーズにもつながる重要な部分です。声かけ等を通じて、ケアの状況と内容を把握し、抱えている課題や問題の全体像を共有する必要があります。また、「支援する」については、子ども家庭支援センターをはじめ各関係部署、関係機関が相互に連携し、継続的に行うことが求められます。

最後に、関係機関や地域で「見守る」フェーズにおいては、周囲の大人が継続的に関わる必要があります。これは、ケアラーとその家庭の状況の変化に応じて、再び「気づく」ことにもつながります。したがって、各フェーズについては一過性のものではなく循環していきます。

必要な時に必要な支援が切れ目なく届けられるよう、関係機関それぞれが役割を認識しながら、アンテナを張り、相互に連携をしていくことが重要です。

子どもや若者から聞いた時に大事なことは、まずねざらい、一緒に考える

気づく	気づく・出会う・相談を受ける ・ヤングケアラーの可能性に気づき、子どもや若者のペースを大事にしながらかommunicationを図りましょう。 ・ねざらい、一緒に考える姿勢を大事にしましょう。
つなぐ	つながる・つなぐ ・一つの機関だけで全てを解決しようとせず、他機関とつながり、家族全体を複数の支援機関で支えることが、支援対象者本人とその家族、そしてヤングケアラーを支える力になります。 ・本人の意思を確認したうえで、必要に応じてヤングケアラーサポート担当への連携を図ってください。
支援する	ヤングケアラーとその家族を支える ・ヤングケアラーがいる家庭では、家族全体の支援が不足していることが考えられます。ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。アセスメントを実施しながら、本人と家族に必要な支援を検討、調整していきます。 【検討できる支援内容の例】 生活・学習支援、配食支援、通訳派遣、訪問支援 ・気になる子どもや若者を中心とした家族のニーズを把握することは、家族全体を支える支援へつながることや、子どもの現在の未来を支える第一歩になります。 ・支援する際は、子ども家庭支援センターが中心的な役割を担いますが、単独で支援することは困難です。各関係機関がそれぞれの専門性を生かした支援を行いましょ。
見守る	周囲の大人で見守る ・ヤングケアラーを支えるためには、周囲の大人が継続的に見守ることが大切です。日々の小さな変化に早期に気づき、対応につなげられるような見守り体制を、関係機関や地域で共有していきましょう。

2. 分野別に見るヤングケアラー支援

(1) 児童福祉分野

①主な関係機関

児童相談所、保育園、児童センター、すまいるスクール、その他子どもに関わる関係機関 等

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・保育園、児童センター、すまいるスクール等の定期的に子どもが来る場所では、日頃から子どもとの関わり合いがあることから、ヤングケアラーであることにいち早く気づいたり、ヤングケアラーの近くで支えたりする存在になること、他の機関へ迅速につなぐことが期待されます。

・保護者と関わる機会が多いため、保護者から通じて把握できる家庭状況や変化に気づくことが、ヤングケアラーの発見にもつながります。

・児童相談所は家族の包括的なアセスメントを行うことから、ヤングケアラーだけでなくその背景にある家庭の複合的な課題に気づくことができる立場にあります。また、改善に向けた指導や支援等の役割が期待されます。

・ヤングケアラーに気づくためには、日常生活の中で見える小さな違和感や変化を丁寧に拾い上げることが重要です。特に、他の子どもとの比較の中で「何か違う」「なんとなく気になる」といった感覚が、支援の糸口になることが多くあります。

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">●子ども・若者がケアをしている様子□ 家庭訪問等の際に、食事づくりや買い物、洗濯等の家事をしている□ 家族の介護・付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける□ 日本語の苦手な家族・聴覚障害のある家族等の通訳をしている□ 家族の感情面のサポートをしている□ 家計を支えるために就職・アルバイトをしている□ 来所相談時や家庭訪問時に傍にいる●ケアによる影響と思われる子ども・若者の様子□ 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる□ 感情の起伏が激しい。または、感情を出さない |
|--|

- 周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている
- 年齢に不相应な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている）
- 自分の事を話したがない、質問等をすると話をすり替える
- 物や支援を欲しがらない
- 家族の顔色をうかがっている
- 不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- 家族と大ゲンカや家出をしていることがある
- 日常の言動や遊びの中から見えるサイン
- 遊びや話の中で「病院」「介護」「お薬」等の言葉が頻繁に出てくる
- 家族の体調や世話について、具体的に語ることがある
- 「夕飯つくるから」等、頻繁に家での役割を気にしている
- 自分の予定よりも家族の都合を優先している様子がある
- 保護者・家族の様子
- 介護や通院・治療が必要な家族、障害を持つ家族がいる
- 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる
- 経済的に困窮している
- 日本語が母語でない家族がいる
- 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
- 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- 家事等ができないことで、子どもに影響が出ないかを心配している
- 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- 手続きの遅れ・漏れ等がある
- 家族の世話について、子どもをあてにしている
- 家事援助等の必要なサービスを入れたがらない
- 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

□つなぐ

（声かけのポイント）

子ども自身が「ヤングケアラー」と認識していない場合がほとんどです。まずは日常的な遊びや会話の中で、安心して話せる雰囲気づくりが大切です。可能であれば、子ども家庭支援センター・学校・地域の支援者と連携し、家庭全体の状況を共有する体制をつくりましょう。

(声かけの例)

- ・ 日常の様子を聞いてみたいとき
「おうちの人、元気かな？ なにか心配なことある？」
「おうちでどんなことをしてるの？」
- ・ 家庭での役割をさりげなくたずねるとき
「おうちの人、元気じゃないとき、どうしてるの？」
「きょうだいのこと、よく見てるね。手伝ってることはあるの？」
- ・ 少し疲れている様子があるとき
「最近、ちゃんと眠れてる？ ゆっくりできている？」
「夜は安心して眠れてる？ おうちのことで心配になることある？」
「遊ぶ時間はある？ 自分のことをやる時間はある？」
「がんばってるんだね。誰かに手伝ってもらえることってある？」

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

(2) 学校・教育分野

①主な関係機関

教育総合支援センター、教育委員会、SSW・SC、YSW、幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校・大学・専門学校 等

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・学校は子どもと関わる時間が多いことからヤングケアラーであることにいち早く気づいたり、ヤングケアラーの近くで支えたりする存在になるとともに、他の機関へ迅速につなぐことが期待されます。

・ヤングケアラーに気づくためには、日常の学校生活の中で見える小さな違和感や変化を丁寧に拾い上げることが重要です。特に、普段関わりのある児童・生徒の中で「何か違う」「なんとなく気になる」といった感覚が、支援の糸口につながる 경우가多くあります。

・スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)、ユースソーシャルワーカー (YSW) は、教育と福祉をつなぐ役割を担います。学校だけでは見えない家庭の様子を把握し、家族全体に必要な支援を調整することができるため、ヤングケアラー支援でも重要な役割を担います。

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

●表面に見える子ども・若者の状況

- 遅刻・欠席が多い
- 居眠りが多い・疲労感がある
- 制服や体操服が洗えていない
- お弁当がない
- 学用品がそろっていない
- 保健室を頻繁に利用している・頭痛や動悸等の体調不良が多い
- 保護者が記入すべき提出書類を子どもが代わりに記入している

●子ども・若者との会話の中で見えること

- 「親が病気」「家族の世話をしている」等の発言がある
- 家事（買い物、食事、洗濯等）や身体的ケア（見守りや介護、きょうだいのお世話等）をしている発言がある

- 家庭生活について話す時、保護者が不在・不調と示唆される発言がある
(「家でやることが多くて…」等)
- 子ども・若者の振る舞いで気づくこと
 - 大人びた言動／同年代と話が合わない
 - 感情表現が乏しい or 不安定 (怒り・涙)
 - 周囲への手伝いや配慮に長けている
- 家族の状況
 - 保護者に慢性的な病気や障害がある
 - 保護者との連絡がとりづらい／本人が家庭の窓口役になっている

□つなぐ

(声かけのポイント)

- ・ケアラーの本音を引き出すためには、担任やスクールカウンセラー等、日常的に関わる教職員が信頼関係を築くことがきっかけとなりやすいです。子どもが安心して話せる環境の中で、「困っていること」「気になっていること」を自然な会話の中で聞き出していくことが大切です。
- ・「相談できる場があるよ」「ひとりで抱えなくて大丈夫」といったメッセージを繰り返し伝え、個別面談、保健室利用時のやりとり等、学校生活のさまざまな場面を活用して子どもと関わり、背景にある家庭での役割や心配事を想像し、丁寧に耳を傾けることが重要です。

(声かけの例)

- ・「最近、家のことで忙しかったりする？」
- ・「家族の体調とか、心配なことある？」
- ・「朝、家を出るのが大変だったりしない？」
- ・「家でどんなことをしてる？」(必要に応じて「ご飯づくり」「掃除」「病院の付き添い」等具体的に例を出すことで、本人の気づきや語りやすさを促す)

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

(3) 生活福祉分野

①主な関係機関

生活福祉課、暮らし・しごと応援センター 等

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・ヤングケアラーの背景には、経済的困窮や社会的孤立、就労困難等、様々な生活課題が複雑に絡んでいる場合があります。家庭内の子どもや若者の生活を気かけながら対応することが大切です。

・ケースワーカーは家庭全体を把握する立場であり、世帯単位で支援を行うことから、ヤングケアラーの早期発見や包括支援に繋げるためのキーパーソンとなります

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

●ケアの役割を担っている可能性

- 子どもが日常的に食事の準備・買い物・洗濯・掃除等の家事を行っている
- きょうだいのお世話（保育・送迎・宿題等）を頻繁に担っている
- 家族（保護者・高齢者・障害者等）の通院に付き添っている
- 病気や障害、高齢の家族の介護や見守りを行っている
- 精神症状のある家族に気遣いを続けている
- ゴミ出しや公共料金の支払い等、金銭管理を代行している

●保護者や家族の様子

- 保護者が病気・障害・精神疾患・依存症等により、家事や育児が困難な状態にある
- 家族の中で頼れる大人がいない
- 子どもや若者が支援者・機関とのやりとりを担っている（生活保護、通院、手続き等）
- 子どもが家庭内で責任や使命感を抱えている様子がある
- 子どもが家族に代わって代弁する・説明するような場面が多い

●生活状況・外部とのつながりからの視点

- 学校や進路、生活について尋ねても「家のことがあるから難しい」と答える
- 学業や就労との両立が困難そう
- 学校や就労の欠席・中退・就労断念等が見られる

- 表情が疲れている／居眠りやぼーっとする／服装や衛生状態が乱れている
- 発言・態度・感情面から読み取れるサイン
- 「自分が働かなきゃ」「進学しないで働く」といった年齢相応でない発言がある
- 「ご飯がない時もある」「親が寝ている／起きてこない」といった、生活の不安定さがにじむ発言がある
- 「親がイライラしている」「話しかけると怒る」といった、家庭内の緊張感を示唆する言葉がある
- 相談の中で自分の気持ちを語ることが少ない／我慢が当たり前になっている
- 常に周囲を気にしている等、大人びた言動がみられる

□つなぐ

(声かけのポイント)

・支援する家庭に子どもや若者がいた場合には、様子を気にかけることが大切になります。経済的困窮がある場合、保護者のメンタル不調や、多忙、知的能力の低さ等課題が複合的な場合があります。ヤングケアラーは身体的なケアだけに限らず、家族の情緒的なケアや、保護者の代わりとなり金銭管理や行政手続き等をすることもあります。ケアラーがそのような家庭環境でも自分の将来を考えられるよう、支援を組み立てることが重要です。

・生活保護受給の世帯に限らず、経済困窮の相談に来る家庭にもヤングケアラーは多くいます。金銭面のことだけに限らず、家庭にいる子どもや若者の状況がわかるようなアセスメントが必要です。また、生活保護受給とならない場合には、単発の相談となる場合もあることから、その際には必要な部署へのつなぎを行うことが大切になります。

(声かけの例)

- ・家での役割や日常のことをさりげなく聞くとき
 - 「家ではどんなことしてる？ごはんの準備とか、手伝ったりする？」
 - 「おうちの人が病院行くとき、一緒に行ったりすることある？」
- ・家庭の中での立場や責任感をほぐすような聞き方の例
 - 「家の人のことで、気になってることある？」
 - 「がんばりすぎてない？自分の時間、ちゃんとある？」
 - 「困ったとき、誰かに頼れることある？」

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

(4) 障害福祉分野

①主な関係機関

障害者支援課、相談支援事業所、児童発達支援サービス、放課後等デイサービス、その他障害福祉サービス関係、保健センター、病院・診療所 等

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・通院や送迎、日常のやりとりの中で、子ども・若者が付き添い、説明し、支えている場合があります。障害福祉の関係機関の場合、相談支援専門員によるモニタリングや、ホームヘルプサービス、ショートステイの利用等で、間接的にヤングケアラーの負担を軽減できる可能性があります。障害のある本人だけでなく家庭全体に目を向けることが大切です。

・障害児がいる家庭では、きょうだい児が手がかからない子として我慢を強いられたり、障害児の対応に疲弊した親を助けたりする等、ヤングケアラーとなる可能性が高くなります。きょうだい児の訴えが表面化しづらく、また周りも目を向けにくいことから、意識的に関わることも大切です。

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

●家庭内での役割・ケアの実態

- 障害のある家族の通院や日常生活の見守りを子ども・若者が行っている
- 食事の準備や食事介助、服薬管理、排泄の介助等、日常的な介助を行っている
- 手話、代筆、感情の代弁等、通訳やコミュニケーションの補助をしている
- パニックや混乱時に落ち着かせる役割や感情の調整役になっている

●生活への影響 子ども・若者の様子

- 子どもや若者が常に家にいる、学校や仕事に行っていない状況が目立つ
- 疲れた表情、無気力な様子が頻繁に見られる
- 障害のある家族との関わり方に悩んでいる様子や発言がある

将来や進路について話をしても「わからない」「考えられない」と反応する

●家族関係・支援状況

- 保護者が障害や精神疾患の影響で、家事や子育てが困難な様子がある
- 子どもや若者が介護やサポートをすることを、家族が当然のように頼りにしている
- 頼れる親族や地域支援がない家庭である
- 支援者とのやりとりを子ども・若者が代行している／主な窓口になっている

★一つでも該当項目があれば、「もしかしてヤングケアラーかもしれない」との視点を持ちましょう。

□つなぐ

(声かけのポイント)

- ・支援する家庭に子どもや若者がいた場合には、家族の様子についても気にかけるようにしましょう。家庭訪問時や日常の支援場面での、「さりげない会話」から拾い上げることが大切です。
- ・ヤングケアラーを「介護者」とみなさず、夜間等、ホームヘルプサービス等が入っていない時にケアラーに負担がかかっているか、考えてみることを大切です。ましょう。

(声かけの例)

- ・家庭内で見かけたとき／訪問時に同席しているとき
「いつも〇〇さんのことを手伝ってくれているんだね、ありがとう。おうちではどんなふうに過ごしているの？」
「〇〇さんの通院やお薬のこと、誰がやってくれているのかな？」
「学校（仕事）と家のこと、両立はどう？大変じゃない？」
- ・表情や様子が気になるとき
「ちょっと疲れてるみたいだけど、最近ちゃんと休めてる？」
「自分の時間ってある？好きなこと、できてる？」
「おうちのこと、やらなきゃいけないことが多かったですか？」
- ・責任感が強そうに見えるとき
「がんばってくれてるんだね。誰かに頼ったり、話せる人はいる？」

「もし困ったとき、相談できる大人はいる？」

「〇〇さんを助けたい気持ちもあると思うけど、ひとりで抱えてない？」

・学校・仕事への影響が見られるとき

「学校（仕事）はどう？休みがちだったりしてない？」

「朝はちゃんと行けてる？夜はゆっくり眠れてる？」

・支援につなぐきっかけづくりとして

「おうちのお世話をがんばってる子のために、相談できる場所があるよ」

「大人でもしんどくなることがあるからね。そういうとき、頼れる人や場所があっていいんだよ」

「もし気になったら、いつでも話してくれていいからね」

※「気になるけど、聞いていいのかな？」と思ったら、深くは入り込まず“気にかけているよ”のスタンスで繰り返し声を掛け、顔見知りの状態になっていくことで支援の架け橋になります。

※ ケアラーが担っている役割を「えらいね」で終わらせず、支援につなげる視点を持つことが重要です。

※ ケアラーの「がんばり」を一旦認めた上で、「あなた自身のことも大事にしてほしい」と伝えるような声掛けが大切です。

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

(5) 高齢福祉分野

①主な関係機関

高齢者福祉課、高齢者地域支援課、介護事業所、在宅介護支援センター、在宅サービスセンター、居宅介護支援事業所、その他高齢サービス関係者

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・通院や送迎、日常のやりとりの中で、子ども・若者が当たり前のように付き添い、支えている場合があります。高齢福祉の関係機関の場合、ケアマネジャーによるモニタリングや、訪問介護・通所介護等、ホームヘルプサービスの頻度の増加、ショートステイの利用等で、間接的にケアラーの負担軽減できる可能性があります。高齢者本人や高齢サービスを利用している本人だけでなく、「家庭全体」に目を向けることが大切です。

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

●家庭内での役割・ケアの実態

- 高齢の家族の通院や日常生活の見守りを子ども・若者が行っている
- 買い物の付き添いや代わりに買い物に行くことが頻繁にある
- 食事の準備や食事介助、服薬管理、排泄の介助等、日常的な介助を行っている

●生活への影響 子ども・若者の様子

- 子どもや若者が常に家にいる、学校や仕事に行っていない状況が目立つ
- 疲れた表情、無気力な様子が頻繁に見られる
- 高齢の家族との関わり方に悩んでいる様子や発言がある
- 将来や進路について話をしても「わからない」「考えられない」と反応する

●家族関係・支援状況

- 保護者が介護や仕事で著しく多忙等で、家事や子育てが困難な様子がある
- 子どもや若者が介護やサポートをすることを、家族が当然のように頼りにしている

- 頼れる親族や地域支援がない家庭である
- 支援者とのやりとりを子ども・若者が代行している／主な窓口になっている

★一つでも該当項目があれば、「もしかしてヤングケアラーかもしれない」との視点を持ちましょう。

□つなぐ

(声かけのポイント)

- ・支援する家庭に子どもや若者がいた場合には、家族の様子も気にかけるようにしましょう。家庭訪問時や日常の支援場面で、「さりげない会話」から拾い上げることが大切です。
- ・ヤングケアラーを「介護者」とみなさず、夜間等、ホームヘルプサービス等が入っていない時にケアラーに負担がかかっているか、考えてみましょう。

(声かけの例)

- ・家庭内で見かけたとき／訪問時に同席しているとき
 - 「いつも〇〇さんのことを手伝ってくれているんだね、ありがとう。おうちではどんなふうに過ごしているの？」
 - 「〇〇さんの通院やお薬のこと、誰がやってくれているのかな？」
 - 「学校（仕事）とおうちのこと、両立はどう？大変じゃない？」
- ・表情や様子が気になるとき
 - 「ちょっと疲れてるみたいだけど、最近ちゃんと休めてる？」
 - 「自分の時間ってある？好きなこと、できてる？」
 - 「おうちのこと、やらなきゃいけないことが多かったりする？」
- ・責任感が強そうに見えるとき
 - 「がんばってくれてるんだね。誰かに頼ったり、話せる人はいる？」
 - 「もし困ったとき、相談できる大人はいる？」
 - 「〇〇さんを助けたい気持ちもあると思うけど、ひとりで抱えてない？」
- ・学校・仕事への影響が見られるとき
 - 「学校（仕事）はどう？休みがちだったりしてない？」
 - 「朝はちゃんと行けてる？夜はゆっくり眠れてる？」

・支援につなぐきっかけづくりとして

「おうちのお世話をがんばってる子のために、相談できる場所があるよ」

「大人でもしんどくなることがあるからね。そういうとき、頼れる人や場所があっただよ」

「もし気になったら、いつでも話してくれていいからね」

＊「気になるけど、聞いていいのかな？」と思ったら、深くは入り込まず“気にかけているよ”のスタンスで繰り返し声を掛け、顔見知りの状態になっていくことで支援の架け橋になります。

＊ ケアラーが担っている役割を「えらいね」で終わらせず、支援につなげる視点を持つことが重要です。

＊ ケアラーの「がんばり」を一旦認めた上で、「あなた自身のことも大事にしてほしい」と伝えるような声掛けが大切です。

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

(6) 保健、医療分野

①主な関係機関

保健センター、病院・診療所、訪問看護事業所 等

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・医療機関では、大人に付き添ったり、代わりに窓口に来たりしている子どもや若者を目にすることがあります。一見、静かに待っているその子が、実は家族の病状を管理し、通院に付き添い、服薬の確認をし、生活の調整を担っている存在であるかもしれません。医師や看護師、相談員がその子に対して「ありがとう」「がんばってるね」と声をかけるだけでも、“あなたも支援される側になっていい”というメッセージを届けることができます。

・ヤングケアラーの家庭についてはメディカルソーシャルワーカー（MSW）とも共有し、地域で家庭がどのように生活することができるのか、他機関と連携しながら支えていくことが大切です。

・保健センターは、母子保健や精神保健、難病支援等を通じて、世帯全体の健康状態を継続的に把握できる立場にあります。また、把握した課題に対して、他の行政機関とも連携がとりやすいことも強みです。

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

●受診や支援場面での子ども・若者の関与

- 保護者の通院・受診に常に付き添っている
- 診察内容や服薬、生活指導等を把握・管理している様子がある
- 保護者の症状や生活状況を説明・通訳している
- 精神科・訪問看護・リハビリ等で本人と支援者の橋渡し役になっている

●子ども・若者自身の心身の状態や発言から見えるサイン

- 不眠・腹痛・頭痛・動悸等のストレス症状を訴えるが、医学的な原因が不明
- 来所時に疲労感・表情の乏しさ・無気力さが見られる
- 「自分がしっかりしないと」「うちでは私がやってる」といった強い責任感や自責の言葉がある

本人が「時間がない」「遊ぶ時間がない」等、余裕のなさを語る

●家族・生活背景に関する情報

保護者が慢性疾患・精神疾患・障害・依存症・がん等の治療中・療養中

保護者が育児・家事を担えず、子どもや若者が代替的に役割を担っている

生活困窮・ひとり親・高齢者・多子世帯等、支援が必要な複合的リスクがある

家庭訪問時や電話で、子ども・若者が応対する機会が多い

★一つでも該当項目があれば、「もしかしてヤングケアラーかもしれない」との視点を持ちましょう。

つなぐ

(声かけのポイント)

・家族の病気や治療の話聞くことは、子ども・若者に、年齢に見合わない負担をかけることとなります。患者本人だけではなく、家族全体を見ることが大切です。患者の生活を支える家族、そしてその中で見過ごされがちな子ども・若者の存在にも目を向けることが、ヤングケアラーへの気づきにつながります。

(声かけの例)

・保護者の受診に付き添っている時に

「いつも一緒に来てくれてありがとう。家ではどんなことを手伝ってるの？」

「お薬のこととか、体のこととか、いつもどうしているのかな？」

「〇〇さんの調子が悪いとき、どうしてる？」

・子どもや若者自身の体調が気になるとき

「最近、夜は眠れてる？朝、つらくない？」

「お腹や頭が痛くなるのって、どんなときが多い？」

「忙しかったり、大変だったりすることある？」

・言葉の端々に“責任感”が見えるとき

「おうちのこと、よくやってくれてるんだね」

「全部自分でがんばらなきゃって思ってたんじゃない？」

「誰かに大人に相談したり、頼れる人はいる？」

・支援につなげたいとき

「おうちの大変なお世話をがんばってる子はほかにもいるよ。一人で悩まないでね」

「困ったとき、話せる場所があるんだけど、よかったら聞いてみる？」

「今すぐじゃなくても、いつでも頼っていいんだよ」

＊ 「どうしてそうなってるか」の背景に目を向けるような声掛けが重要です。

＊ 専門用語ではなく、子どもが理解しやすい言葉で話をするようにしましょう。

＊ まずは「気にかけているよ」という存在の確認を伝えることが大切です。

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

(7) 地域

①主な関係機関

主任児童委員・民生児童委員、NPO 団体、子ども食堂、社会福祉協議会、学習支援、その他地域で生活する方

②ヤングケアラー支援に求められる役割

・ヤングケアラーにとって、地域が安心できる居場所であることが大切です。特に子どもはコミュニティが狭く、家庭と学校が生活の中心であることから、地域が第三の居場所として機能することで、ヤングケアラーが自分らしい時間を過ごすことができます。

・ヤングケアラーの認知度が上がることで、支援につながる子どもや若者が増えていきます。ヤングケアラーが地域で暮らしやすくしていくために、ヤングケアラーを正しく理解することが大切です。

③支援の流れ

□気づく

ヤングケアラーに気づくためのチェック項目

●家庭での様子・関わり方から見えること

- 高齢・病気・障害のある家族の通院や見守りに子ども・若者が付き添っている
- 介護や家事（配膳、掃除、洗濯、買い物等）を子ども・若者が日常的に行っている
- 本人（大人）の体調や様子を子ども・若者が説明することが多い

●子ども・若者の様子から気づけること

- 表情が暗い・疲れている・学校に行っていない／学校に遅れがちと聞いている
- 近所でほとんど遊んでいる姿を見かけない／外出が少ない
- 「自分がやらないと」といった責任を感じている発言がある
- 子どもが1人でごみ出しや買い物をしている等、大人のように見える行動がある

●地域活動・つながりからの視点

- 子どもが地域の集まりや行事に参加できない（理由が家のことやきょうだいの世話等）
- 家庭を訪問したときに、子どもや若者が対応に出てくることが多い
- 保護者や祖父母に体調不良や認知症の兆候があるが、家庭内で関われる大人がいない

★一つでも該当項目があれば、「もしかしてヤングケアラーかもしれない」との視点を持ちましょう。

□つなぐ

(声かけのポイント)

・地域の中には、なんとなくしんどいと感じながらも、自分ではそれをうまく言葉にできない子どもや若者がいます。そうした気づかれにくいニーズは、地域の行事や見守りや、日常の雑談、ふとした遊びや食事の場面等に、さりげなくこぼれ落ちる言葉や態度として表れることがあります。家庭の中でどんな役割を担っているか、日常の様子を見つめてみてください。

・話を聞くこと、少しだけ手を貸すこと、大変なことを大変だと伝えること。その積み重ねが、サポートを求めてもいい、自分のことも大切にしてい、という意識につながっていきます。

・ヤングケアラーとその家庭に対し、ヤングケアラーであることを理解してもら必要はありません。大変そうであることや、サポートしたいことを伝えていきましょう。そのためにも、まずは挨拶から始め、徐々に関係性を作っていくことが必要です。

(声かけの例)

・日常の様子を聞いてみたいとき

「最近、学校どう？忙しそうだけど大丈夫？」

「おうちではどんなふうに過ごしてるの？」

・家庭での役割をさりげなくたずねるとき

「ごはん作ったり、掃除したりしてることあるの？」

「病院とか買い物とか、誰と行ってるの？」

「おうちの人が体調悪いとき、どうしてる？」

・少し疲れている様子があるとき

「ちょっと疲れてるみたいだけど、ゆっくり休めてる？」

「遊んだり自分の時間ってとれている？」

「何か気になることがあったら、いつでも話してね」

・支援につなぐためのきっかけづくり

「おうちの大変なお世話をがんばってる子はほかにもいるよ。一人で悩まないでね」

「しんどいって思ったとき、相談できるところもあるんだよ」

＊詮索するのではなく、気にしてるよ、味方だよのスタンスで声かけを行いましょう。

＊家庭のことを話したがない場合は、否定せず、安心できる関係性を少しずつ育てることが大切です。

＊子ども・若者自身が、その場ではケアの話をしなかったとしても←自分は支えてもらえる存在なんだと感じてもらえるような言葉を届けていくことが重要です。

□支援する

ヤングケアラーサポート担当へ相談・情報提供

□見守る

ヤングケアラーサポート担当と連携・見守り

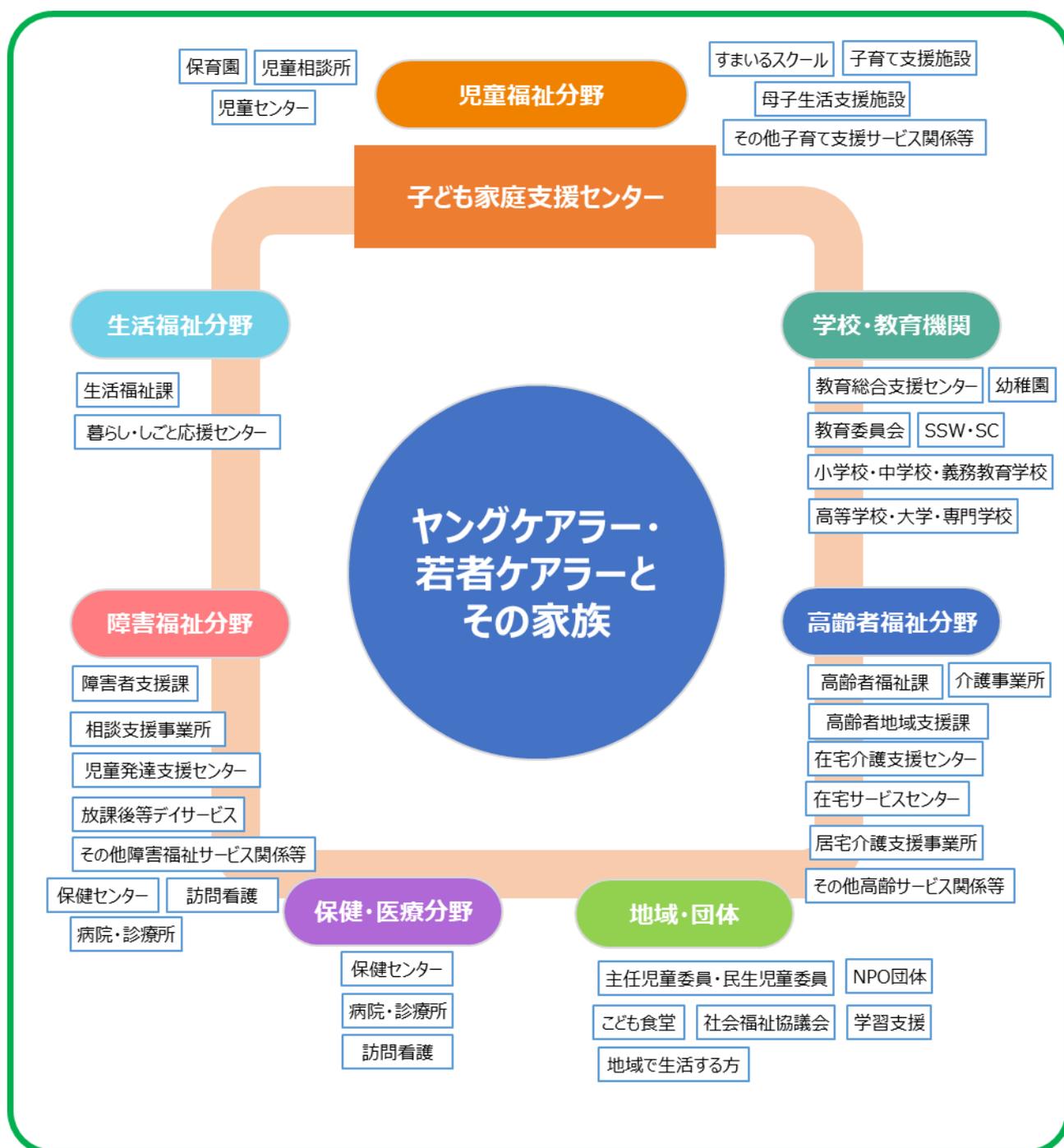
※ケアの状況が明らかで子どもや若者の日常生活に影響が出ている場合は、「気づく」「つなぐ」のフェーズであっても、ヤングケアラーサポート担当までご連絡ください。

VIII 他機関連携について

1. 関係機関の全体像

ヤングケアラー及び家族が抱える課題や背景は複雑で、望む支援も様々であり、必ずしも一つの機関で課題解決を図るものではありません。家族全体を支えるためには、福祉の各分野、教育、そして地域の支援団体等、多様な関係者が協力して支援する必要があります。

ついでに、区では子ども家庭支援センターを中心に以下の図のとおり、福祉、保健、教育、地域等で連携し支援を行います。



2. 連携における本人同意や個人情報保護の取り扱いについて

ヤングケアラー支援では、関係機関が連携・協働していくことが大切です。連携して支援するためには家庭状況や課題を支援者間で共有する必要があり、個人情報の共有については以下の方法が考えられます。

原則

①本人同意

支援するにあたっては、本人や家庭との信頼関係が大切です。不安や不信感を感じないようにするためにも、丁寧な説明や、本人や家庭の意思を尊重することを伝え、無理なく納得したうえで支援に関する同意を得ることが必要です。なお、ケアラーが18歳未満の場合には、保護者の同意も必要です。

本人同意を目指しても、同意が得られないこともあります。また18歳未満の場合、保護者の同意が難しい場合もあります。そのような場合には、以下の方法で関係機関間の連携が可能です。

例外

②児童福祉法に基づく個人情報の共有

18歳未満のヤングケアラー支援の場合に有効です。支援が必要な要支援児童等と思われる児童を把握した際には、その情報を区に提供するよう努めなければなりません（児童福祉法第二十一条の十の五）。

また、情報提供を受けた区は、家庭やその他からの相談に応じることや、調査及び指導を行う必要があります。

③社会福祉法に基づく個人情報の共有

重層的支援体制整備事業の中にある支援会議は、必要な情報の交換や、地域で日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うこと、情報の提供やその他必要な協力を求めることができます（社会福祉法第百六条）。対象年齢は問いません。また、支援会議は、会議を開催せずとも支援に必要な関係機関同士の連携ができます。

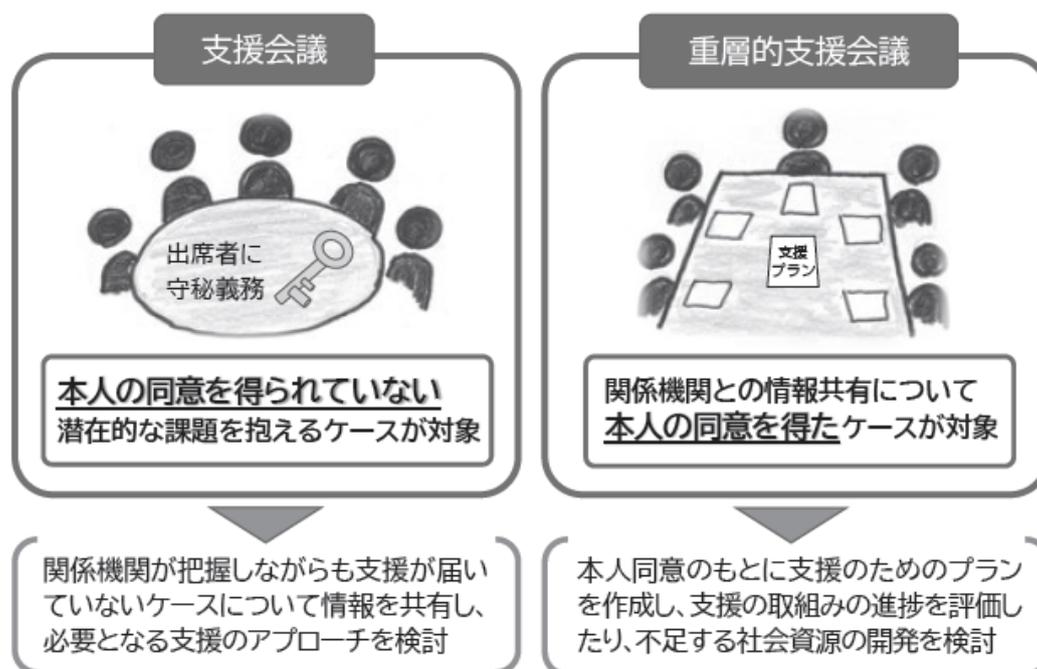
※区では福祉計画課が支援会議の窓口です。

3. 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、令和3年施行の改正社会福祉法第106条の3により市区町村の努力義務となった「多様で複合的な地域生活課題について包括的な支援体制づくり」を実現するための仕組みの一つです。

自分たちだけの支援ではどうすることもできない時に重層的に支援をすることで、関係機関と連携し、それぞれが有する情報の共有化を図り、役割分担を明確にした上で支援することができます。

また、支援対象者のみに限らず、家庭全体の課題に対して支援できることが特徴であり、主に児童福祉法の適用外となる18歳以上のヤングケアラー支援の際に活用します。



引用:重層的支援体制整備事業 実践事例集～実施7区市の区市町村社協の取組みより～

IX 関係機関連絡先一覧

ヤングケアラーに関する相談				
	品川区子ども家庭支援センター ヤングケアラーサポート担当	03-5742-7193	月～金	8時30分～17時
子どもの総合相談（0歳～18歳未満）				
	品川区子ども家庭支援センター	03-6421-5245	月～土	8時30分～17時
	品川区児童相談所	03-6712-8261	月～金	8時30分～17時
児童虐待通告ダイヤル				
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	365日	24時間対応
	しながわ見守りホットライン	0120-726-628	365日	24時間対応
教育に関する相談（教育総合支援センター）				
	いじめ、不登校、非行について 学校支援担当	03-5740-8225	月～金	9時～17時
	学校生活で配慮が必要 特別支援教育係	03-5740-8202	月～金	9時～17時
	学業、進路、その他の教育に関する問題について 教育相談室	03-3490-2006	月～土	9時～17時
いじめ相談窓口(品川区総務課)				
	電話相談	0120-503-466	月～金	9時～17時
保育に関する相談				
	保育入園調整課入園相談係	03-5742-6725	月～金	8時30分～17時
	保育施設運営課運営支援担当(区立)	03-5742-6724	月～金	8時30分～17時
	保育施設運営課運営支援担当(私立)	03-5742-6723	月～金	8時30分～17時
子ども・若者の場所に関する相談				
	子ども育成課 児童センター管理運営係	03-5742-7823	月～金	8時30分～17時
	子ども若者応援フリースペース	03-6421-5471	月～金	10時～19時
健康・保健に関する相談				
	品川保健センター	03-3474-2903	月～金	8時30分～17時
	大井保健センター	03-3772-2666	月～金	8時30分～17時
	荏原保健センター	03-5487-1311	月～金	8時30分～17時
高齢者福祉に関する相談				
	高齢者福祉課	03-5742-6729	月～金	8時30分～17時

障害者福祉に関する相談				
	障害者支援課	03-5742-6711	月～金	8時30分～17時
子どもの発達相談				
	品川区立品川児童学園	03-6718-4460	月～土	9時～18時
生活困窮に関する相談				
	生活福祉課	03-5742-6714	月～金	8時30分～17時
	暮らし・しごと応援センター	03-5742-9117	月～金	8時30分～17時
	社会福祉協議会(貸付金の受付)	03-5718-7171	月～金	9時～17時
仕事に関する相談				
	品川区就業センター	03-5498-6353	月～金	9時～17時
	ハローワーク品川	03-5418-7315	月～金	8時30分～17時
重層的支援体制に関する相談				
	福祉計画課	03-5742-6914	月～金	8時30分～17時
外国人相談				
	区民相談室(外国人生活相談)	03-3777-2000	月～金	8時30分～17時
	品川区国際友好協会	03-6426-6044	月～金	8時30分～17時
医療機関に関する相談				
	品川区医師会紹介窓口	03-3450-6676	月～金	9時～17時
	荏原医師会紹介窓口	03-5749-3088	月～金	9時～17時
警察署				
	警視庁 品川警察署	03-3450-0110	365日	24時間対応
	警視庁 大井警察署	03-3778-0110	365日	24時間対応
	警視庁 大崎警察署	03-3494-0110	365日	24時間対応
	警視庁 荏原警察署	03-3781-0110	365日	24時間対応
	警視庁 東京湾岸警察署	03-3570-0110	365日	24時間対応
非行の相談、いじめや犯罪被害の相談				
	大森少年センター	03-3763-0110	月～金	8時30分～17時 15分

參考資料

関係法令

<子ども・若者育成支援推進法>

(第十五条)

国および地方公共団体の機関、公益社団法人および公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学および就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療および療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談および助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

<児童福祉法>

(第十条)

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

2 市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。(第二十一条の十の五)

(第二十一条の十の五)

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

保護児童対策地域協議会（地域協議会、要対協、などと略される）は、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織である。平成16年度の児童福祉法改正に際して、同法第25条の2に規定された。

（第二十五条の二）

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者および第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項および第六項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体および児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童およびその保護者又は特定妊婦（以下この項および第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③～⑨ 略

<社会福祉法>

（第百六条の六）

市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。